

令和 8 年 6 月 農業委員会総会議事録

令和8年6月25日午後3時00分、農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22 名

1 番	平井 秀樹	委員	3 番	佐藤 修司	委員	5 番	福士 章逸	委員
4 番	前田 優考	委員	6 番	金田 公隆	委員	7 番	工藤 堅	委員
8 番	對馬 雅之	委員	9 番	藤田 善明	委員	10 番	小林 政貴	委員
11 番	木村 芳文	委員	12 番	町田 高司	委員	13 番	戸澤 幸彦	委員
14 番	石岡 人志	委員	16 番	岩谷 裕子	委員	17 番	成田 毅	委員
18 番	小田切 葵	委員	19 番	兜森 弘義	委員	20 番	高橋 貴志	委員
21 番	小田桐武志	委員	23 番	嶋口 千速	委員	25 番	小嶋 勇成	委員
26 番	川村 陽彦	委員						

欠席委員 2 名

15 番	田村眞裕美	委員	22 番	種澤 達也	委員
------	-------	----	------	-------	----

出席事務局 8 名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	荒谷純一郎	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局相馬分室総括主査	佐藤 宏郁

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 30 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 31 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告第 22 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 23 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 24 号	非農地の判断について

事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただ今から、令和 8 年 6 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長 なお、本日は、東目屋地区の佐々木潤推進委員に来ていただいております。皆様よろしくをお願いいたします。それでは、お手元の総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長、よろしくお願いします。

議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。欠席者の通告があります。議席番号 15 番田村眞裕美委員、22 番種澤達也委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。9 番藤田善明委員、11 番木村芳文委員、12 番町田高司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 30 号を議題といたします。議案第 30 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 1 ページをお開き願います。議案第 30 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 21,275 m²、畑 15 件 64,277 m²、合計 20 件 85,552 m²であります。また、使用収益権関係では、田 7 件 37,034 m²、畑 9 件 51,364 m²、合計 16 件 88,398 m²であります。このうち、第 3 条第 3 項関係が、田 1 件 11,696 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、川村陽彦副委員長、藤田善明委員、小林政貴委員、それに私、梵森であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告いたします。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 47 番について申し上げます。譲受人は、建設会社を経営するかたわら、数年前より農業の手伝いをしてきました。一昨年より知人とともに、ハウスでミニトマトを栽培してきましたが、継続して営農していきたいと思うようになり、離農する知人より農地を取得する見込みができたため、申請に至ったと申し述べておりました。取得地には、ビニールハウスを 5 棟建設し、知人の農家の指導を受けながらミニトマトを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 60 番について申し上げます。借受人は幼い頃から祖父の農作業を手伝っておりましたが、昨年から本格的に就農したいと思うようになり、今回、農地を賃

調査委員長	借する見通しがたったことから本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き祖父に指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。12 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 64 番について申し上げます。借受人は農家出身で会社勤めのかたわら、家族と一緒にりんごを栽培してきました。父親が高齢となり、りんご園を引き継ぎたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き父親に指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。17 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 75 番について申し上げます。農地所有適格法人以外の法人による、解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、いちご農園を運営する一般法人ですが、以前から、りんごの栽培に興味をもち、苗木や機械、従業員の確保が出来ましたので、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は経験がある従業員と一緒に、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。また、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 30 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 30 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 30 号については、許可することに決定いたします。次に、議案第 31 号を議題といたします。議案第 31 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 31 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 6,285 ㎡、畑 16 件 70,110.36 ㎡、その他 381.64 ㎡、合計 18 件 76,777 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 7 件 46,352 ㎡、畑 1 件 7,126 ㎡、合計 8 件 53,478 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	21 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 70 番から 27 ページ受付番号 87 番及び 28 ページ使用収益権関係、受付番号 18 番から 31 ページ受付番号 25 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業

小田桐調査副委員長

の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。22 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 74 番について申し上げます。譲受人は、農家出身で、幼少期から家族のりんご畑を手伝い、基本的な農作業に従事してきました。将来的にりんご畑を継承し規模拡大していきたいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでの農業経験を活かし、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。23 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 76 番について申し上げます。譲受人は、兼業農家出身で、幼少期から両親の農業を手伝ってきており、現在も建設業を営む傍ら農作業に従事してきました。本格的に自ら農業を経営していきたいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでの農作業経験を活かし、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。27 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 86 番及び 87 番、及び 29 ページ使用収益権関係、受付番号 21 番から受付番号 24 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。そのほかの内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

岩谷裕子委員

<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり>

(岩谷裕子委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 24 ページ、所有権関係、受付番号 79 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、当該申請については、原案の通り要請することに決定いたします。岩谷委員の着席をお願いします。

(岩谷裕子委員着席)

小嶋勇成委員

<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり>

(小嶋勇成委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、使用収益権関係、受付番号 21 番から受付番号 23 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、当該申請については、原案の通り要請することに決定いたし

議 長	ます。小嶋委員の着席をお願いします。
	(小嶋勇成委員着席)
議 長	それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請以外について、御審議願います。御質問等ございませんか。
高橋貴志委員	はい、議長。
議 長	はい、高橋委員。
高橋貴志委員	使用収益権関係、受付番号 19 番、28 ページですが、貸付人と借受人の名前、住所が一緒なので、どういう内容なのか説明して欲しいです。
主幹兼農地利用促進係長	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
主幹兼農地利用促進係長	今ご質問があった 28 ページの使用収益関係、受付番号 19 番についてお答えします。こちらですね、十腰内猿沢の農地でありまして、十腰内猿沢地区の基盤整備の中間管理事業の関連事業の基盤整備を行った土地の対象農地でありまして、この基盤整備自体はもうすでに終わってしまして、その基盤整備をやる要件といたしまして、やる人が所有者の場合だとしても、必ず中間管理事業を通して貸し借りをしないと駄目というそういう要件があります。なので本人がやる場合であっても、一旦機構に貸して、機構から自分がまた借り受けるというような要件になってまして、この土地については、当時、令和 3 年にですね、所有者が変わったんですけど、前の所有者のときに、それをやっていた土地なんですけれども、今回この 19 番の方が、今年の冬にですね、その土地を売買されたところでして、売買した土地についても、やはり基盤整備の対象農地ということで、必ず機構を通して、また自分でやる場合でも借り受けしないと駄目ということで、今回、貸付者も借受者も同一人というものになっておりますので、ちょっと最初にちゃんと説明をすればよかったというところ、申し訳ありませんでした。以上です。
高橋貴志委員	ありがとうございました。
議 長	これから出てくる可能性が大にあるということ。
主幹兼農地利用促進係長	来月も 1 件くる予定ですので、そちらについてはちゃんと事前に説明したいと考えていました。お願いします。
議 長	この他、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	本案については、原案のとおり決定して、御異議等ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、本案については、原案の通り要請することに決定いたします。次に、報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	33 ページをお開き願います。報告第 22 号は、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 の規定による農地の権利取得の届
事務局次長	出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 33,599 m ² 、畑 12 件 109,240 m ² 、合計 21 件 142,839 m ² であります。なお、届出理由につきましては、35 ページから 36 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。また、届出書を受理したときの受理通知書は、届出者が希望する場合にのみ交付することに、国の事務処理要領が変更となったことから、受理通知書を希望しない場合は、今月の議案より、受理通知日欄にハイフンと記載してあります。以上であります。
議 長	報告第 22 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 23 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。報告第 23 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 19,261 m ² 、畑 8 件 63,584.36 m ² 、合計 11 件 82,845.36 m ² であります。なお、解約理由につきましては、39 ページから 40 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 23 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 24 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。報告第 24 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 4 筆 5,759 m ² 、畑 1 筆 3,999 m ² 、合計 5 筆 9,758 m ² であります。以上であります。
議 長	報告第 24 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15 時 25 分〕